

事例番号:370111

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 4 日

9:30 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 4 日

12:33- 微弱陣痛のためオキシトシン注射液による陣痛促進開始

12:46 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 4 日

(2) 出生時体重:2700g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.26、BE -5mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 7 日 退院

生後 4 ヶ月半頃 未頸定、四肢の突っ張りや体幹の反り返りあり

生後 5 ヶ月 発達遅滞

(7) 頭部画像所見:

生後 6 ヶ月 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、助産学生 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 36 週 4 日よりも前に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血によって中枢神経系障害をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症した可能性を否定できない。
- (2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 38 週 3 日の入院中および妊娠 38 週 4 日の分娩経過中の管理(間欠的胎児心拍数聴取、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (2) オキシシン注射液の使用にあたって文書による説明と同意を得たこと、および使用中に分娩監視装置を連続装着したことは、いずれも一般的である。
- (3) 妊娠 38 週 4 日 9 時 30 分に陣痛発来で入院後、同日 12 時 33 分に微弱陣痛の適応で子宮収縮薬(オキシシン注射液)を開始したことは選択肢のひとつである。
- (4) オキシシン注射液の開始時投与量(乳酸リンゲル液 500mL にオキシシン注射液 5 単位を溶解し 60mL/時間で開始)は基準を満たしていない。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

出生後の新生児管理は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

子宮収縮薬(オキシトシン注射液)を投与する際の開始時投与量については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則して行うことが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期に中枢神経系障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

胎児期の中枢神経系障害発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体の支援が望まれる。